

表4

中国における退職者を対象とした社会保障の給付費

年	年金	離休	退休	退職	医療	その他
1990	279	34.6	239.4	5	76.2	110
1991	315.8	38.6	271.5	5.7	94.5	144.1
1992	392.6	47.1	338.8	6.7	116.3	176.7
1993	501.2	57.1	435.5	8.6	154.3	246.2
1994	882.1	103.2	766.5	12.4	192.8	144
1995	1123.5	121.9	986.3	15.3	236.3	162.6
1996	1354.1	137.7	1199.3	17.1	265.6	178
1997	1610	162.6	1423.9	23.5	277.6	156.2
1998	1900.3	167.7	1708.5	24.1	286.9	143.7
1999	2248.5	186.1	2035.2	27.2	320.1	139.7
2000	2537.1	201.1	2305.7	30.3	346.9	156.5

構成比(合計100)						
年	年金	離休	退休	退職	医療	その他
1990	60	7.4	51.5	1.1	16.4	23.6
1991	57	7	49	1	17	26
1992	57.3	6.9	49.4	1	17	25.8
1993	55.6	6.3	48.3	1	17.1	27.3
1994	72.4	8.5	62.9	1	15.8	11.8
1995	73.8	8	64.8	1	15.5	10.7
1996	75.4	7.7	66.7	1	14.8	9.9
1997	78.8	8	69.7	1.1	13.6	7.6
1998	81.5	7.2	73.3	1	12.3	6.2
1999	83	6.9	75.1	1	11.8	5.2
2000	83.4	6.6	75.8	1	11.4	5.2

出所：『中国労働・社会保障年鑑』726頁

APEC（アジア太平洋経済協力）における ソーシャル・セーフティ・ネット 構築の動向について

金子能宏¹

1. APECにおける経済発展と社会保障との関係

2002年6月、日韓共催のワールド・カップの成功が、東アジア地域の存在を世界にアピールしたことは記憶に新しい。このようなアジアの動きは、APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力）でも大きな影響を及ぼした。APECは、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みであり、（EUなど）他の地域統合と異なり、参加国の自主性を重んじ、域外に対しても貿易投資の自由化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（Open Regionalism）」を標榜している点に特徴がある（経済産業省・対外経済政策総合サイトによる（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/apec/html））。1989年の発足当初は12カ国であったが、参加メンバーはその後拡大し、1998年以後21カ国・経済地域による経済連携となっている（参加各国・経済地域は次の通り。アセアン：フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、シンガポール、ブルネイ、ヴィエトナム、米州：米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、オセアニア：オーストラリア、ニュー・ジーランド、パプア・ニューギニア、他のアジア諸国・経済地域：日本、韓国、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ（台湾）。）なお、APECではチャイニーズ・タイペイ及び中国香港が参加しているため、「国」ではなく「エコノミー」という表現が使用されるが、以下、読者がわかりやすいように参加各国・経済地域という言葉を用いたい。

1997年のアジア経済危機以来、APECの参加各国経済のうち、この経済危機によって経済成長率が大きく低下した東南アジア諸国と韓国にとって、失業問題に対処しながら経済成長を取り戻すために経済政策を立案し運営することが、重要な課題になった。これに対して、これに対して、中国やベトナムなど、経済発展のために社会主義市場経済を採用した社会主義諸国では、経済発展のために国営企業改革が進められ、赤字国営企業の再構築や廃止、黒字国営企業の発展促進策やこうした国営企業の株式会社化、あるいは外国企業との合弁企業の育成などが進み、その結果、社会主義経済時代の国営企業中心の福利厚生制度とこれに伴う家族の生活保障機能の見直しが進められている。とくに、中国では、1990年代後半以降、世界銀行の年金改革プログラムを受け入れて、部分的に積立部分を持つ公的年金制度の整備を進めている。

一方、APECの中のOECD諸国や、中南米諸国では、高齢化によって社会保障財政が逼迫し、これを賄うために国民への負担を増加させると可処分所得が低下して民間消費支出が減少し、経済成長率を低下させる恐れがあるために、長期的に社会保障負担を抑制していくための取り組みが、経済発展と社会保障を両立させるための課題となっている。例えば日本やカナダでは、高齢化に伴う医療費の増加に対して社会保険方式の枠組みの中で医療

¹ 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部室長

改革が進められているのに対して、アメリカでは民間病院と非営利病院との間のパフォーマンス計測の実証分析を踏まえて、医療サービスの室を維持しながら効率的に供給できる医療サービス市場の構造とその管理運営組織の検討が進められている。また、オーストラリアやニュージーランドでは、企業年金を強制加入とする代わりに公的年金の給付と負担をある一定の範囲内に押さえるような年金制度の枠組みづくりが進められた。そして、南米のチリでは、世界銀行のプランに従って1980年代に導入された個人年金勘定を主体とする年金制度の問題点の検討とその効率的運営の条件が検討されるようになった。

このように、1997年のアジア経済危機以後、APECのどの参加各国・経済地域にとっても、経済発展と社会保障との関連性が、強く意識されるようになった。そこで、1998年のAPEC経済首脳会議で、APECにおいて経済発展と社会保障政策を含むセーフティネットのあり方に関する検討を進める準備を行うことが決定され、1999年に世界銀行研究所の主催で準備会合となるワークショップが開催された。さらに、2000年のAPEC経済首脳会議では、政治状況の相違もあるもののインドネシア、フィリピンなどその他の環太平洋の発展途上国との間に1997年の経済危機後の経済回復過程における格差が生じていることから、この機器によって生じた社会問題に対するソーシャル・セーフティネット構築の検討を引き続き行うことが了承された。

このようなAPEC首脳会議の動きを受けて、APECの委員会の一つである人的資源開発ワーキング・グループが2000年に、首脳会議の決定を実行するため、(1)人的資源のネットワーク構築(Capacity Network Building)、(2)教育・情報のネットワーク化(Education Network)、(3)労働とソーシャル・プロテクションのネットワーク化、という三つの基準を提示した。具体的には、(1)は各国・経済地域が人的資源を開発しながら市場経済を活用すること、(3)は(1)の実現に当たって社会的統合と伸縮的な労働市場を形成するように努めることを意味する。(以上、1998年から2000年までの経緯は、"Social Safety Net Activities in APEC Region", Chanyong Park and Kyewoo Lee and Hyunsong Lee著(APEC's Measures for Strengthening Social Safety Ntes in the Asia-Pacific Region, Ministry of Health and Welfare of Korea and Korea Institute for Health and Social Affairs)による。)そして、2002年に、経済協力に関わる国際的連携の一環として、経済発展と社会保障制度との関係を社会経済の変化に対応して望ましい形で発展させていくための参加各国・経済地域の力量を高めていくために、ソーシャル・セーフティネットに関する人的資源のネットワーク構築(APEC Social Safety Net Capacity Network Building)を実施することとなった。その具体的な第一歩として、平成14年7月の25日と26日、韓国ソウル市のウェスティン・ホテルにおいて、APECソーシャル・セーフティネット国際会議が開催された。幸運にも、国立社会保障・人口問題研究所の社会保障応用分析研究部に所属して社会保障制度が社会経済に及ぼす影響に関するマクロ経済効果の研究などを担当したことのある私が、厚生労働省大臣官房国際課のご協力により、この会議に出席して、日本の社会保障政策の現状と政策研究の方向性を参加各国・経済地域に紹介するとともに、参加各国経済の参加者の方々と議論する機会を得たので、以下、この会議の概要と今後の展望について述べる。

2. APECソーシャル・セーフティネット国際会議の概要と今後の取り組み

ソーシャル・セーフティネット国際会議は、アジア太平洋経済協力の参加国である韓国

とタイ王国が主催し、韓国の厚生省と国立保健・社会問題研究所(Korea Institute for Health and Social Affairs:KIHSA)が組織運営を行い、APEC参加各国・経済地域における社会保障の研究者及び実務担当者が参加する国際会議である。前回述べたAPECにおける経済発展と社会保障との関係について検討する必要性を踏まえながら、この会議では、参加各国・経済地域の報告者が、それぞれの社会保障制度の概要と諸問題、これらの問題に対する政策的対応、及び社会保障分野における国際協力について報告し、今後の国際協力の発展について討論を行った。

会議の1日目(7月25日)の前半は、参加経済地域それぞれの国別・経済地域別報告が行われた。始めに、参加各国・経済地域の内、まず先進諸国の高齢化に伴う経済社会の変化とこれに対応した社会保障改革の取り組みに対する報告が行われた。日本は、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドについて報告する機会を得た。具体的には、高齢化の進展と社会保障の関連性を見るために、高齢者世帯の世帯構造の変化及び所得水準と所得源泉の変化を紹介しながら、年金による生活保障と高齢者医療制度の役割について説明した。そして、高齢者医療制度の意義を認めながらも、老人保険制度の自己負担率の引き上げだけでは医療支出の抑制にはつながらない可能性を指摘して、現在、医療保険改革が進みつつある理由を、参加各国・経済地域に説明した。

会議の1日目の後半は、発展途上国として位置づけられる国と経済地域(タイ、マレーシア、ブルネイ、メキシコ、チリ、インドネシア)、及び国際機関(世界銀行、OECD及びAPEC事務局)それぞれの報告が行われた。共催国であるタイは、アジア経済危機にタイする失業対策など先進諸国と共通するセーフティネットの問題を取り上げると同時に、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの社会事業を進めるために、オーストラリア政府の経済援助を利用した福祉プログラム(オーストラリア対外社会開発援助庁によるThe Social Protection Facility(SPF) 3 year project)の経過報告を行った。また、韓国は、1980年代以降の年金改革と医療改革の動向を述べるとともに、OECDのメンバーでもある立場から最近の社会事業関連の対外経済援助額の推移を紹介した。このように、APECの会議であるため、セーフティネットの国際会議とはいえ、経済援助に関わる国際協力の実態がかいま見られる。

また、チャイニーズ・タイペイ(台湾)から、年金制度、医療保険、失業保険、公的扶助など社会保障制度の概要について、データを示しながら報告を受ける機会が得られた。近年、中国(中華人民共和国)の社会保障改革の動向はとその専門的研究は広く行われるようになったが、チャイニーズ・タイペイ(台湾)の研究は、日本では次第に紹介されることが少なくなった。こうした実状を踏まえると、APECセーフティネット国際会議を通じて、チャイニーズ・タイペイ(台湾)の社会保障改革の動向を引き続きフォローしていけることは、APECでなければできない重要なメリットであると言えるだろう。

会議の2日目(7月26日)は、APECにおけるソーシャル・セーフティ・ネットの提供能力向上(Social Safety Net Capacity Building)に資する具体的な検討、今後の展開に関するコンセンサスづくりのための議論が行われた。まず、午前中、議論の枠組みづくりのため、カナダから、社会保障政策研究の観点から論点整理が行われた。カナダは、毎年、連邦政府と各州の政策立案部局とシンクタンク、及び大学などの学識経験者が一堂に会して政策研究の動向をお互いに紹介し合う機会として、全国政策研究会議(National Policy Research

Conference) を開催するほど、政策研究の進んだ国である。

このようなカナダからの問題提起とアドバイスを踏まえて、共催国議長とAPEC事務局担当者から、APECにおける今後の会議のあり方について、(1)情報交換、(2)各国・経済地域の経験の共有化、(3)ソーシャル・セーフティ・ネット問題の唱導、という三つのガイドラインが提案され、参加各国・経済地域から了承を受けた。

アジア経済危機によって東アジアにおいても失業問題がセーフティネットの重要性を認識させる契機となり、中国の国営企業改革が年金制度や失業保険制度の整備のきっかけとなり、高齢化の進展が環太平洋のOECD諸国や中南米諸国の社会保障財政安定化のための年金改革、医療改革を必要とさせるなど、APECでは、参加各国・経済地域が多様な経済発展の段階にあるにもかかわらず、社会保障政策を含めたソーシャル・セーフティネットを社会経済の変化に応じて適切に提供していくことが共通課題となっている。APECソーシャル・セーフティネット国際会議は、この共通課題を参加各国・経済地域に改めて認識させる機会を与えた。この会議の報告内容は、APEC Social Safety Net Capacity Buildingの公式ホームページに掲載される予定であるが、今後、このネットワークが参加各国・経済地域の社会保障の発展に情報の共有化を通じて大きな貢献をすることが期待される。

第3研究

「高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障機能に関する共同研究」

研究会報告資料

公的トランスファーと私的トランスファーの代替関係検証方法について

- 今後は、以下に述べるような (1) OLS・IV 推計、(2) Type 5 Tobit Model、(3) Bivariate Probit Model の推計という順序で分析を行いたい。分析対象となる年度は、含める変数の組み合わせによって異なる。

1. OLS による推計

線形の私的トランスファー受け取り額の決定式を推計する。

$$(1) \quad T_{ii}^{PR} = X_{ii}\beta + \alpha_1 Y_{ii} + \alpha_2 T_{ii}^{PB} + u_{ii}.$$

T^{PR} = 私的トランスファーの粗受取額

- 「仕送り」 (所得表の世帯部もしくは個人部)

X = トランスファー受け取りを決定する諸変数

- 世帯主の年齢とその2乗・性別・配偶者の有無・就労状況 (世帯表)
- 疾病・通院状況 (世帯表・健康表…両者を組み合わせると平成1—10年までをカバー)、介護状況 (世帯表)
- 家計人員の年齢や男女の構成、住居状況 (世帯表)、
- 同居・別居の別とその人数構成 (世帯表…平成1・4・7・10年のみ)
- 介護の要否と介護者の状況 (世帯表…平成1・4・(7)・10年のみ)
- 居住地区ないし県ダミー (世帯表)

Y = 公的・私的トランスファーを除いた家計所得 (所得表)

T^{PB} = 粗公的トランスファー

- 公的年金・恩給受取額、それら以外の社会保障給付 (所得表)。
- 公的年金・恩給受給の Discrete Variable (世帯表)。ただし、この場合には、Type 5 Tobit モデルの特殊ケースとして内生バイアスを取り除く必要がある。

(仮説1) $\alpha_2 < 0$ (公的トランスファーと私的トランスファーの代替関係)

(仮説2) $\alpha_1 < 0$ (Altruism)、 $\alpha_1 > 0$ (Exchange)

2. 操作変数法による推計 (T^{PB} の endogeneity bias、への対処)

公的トランスファー受給額 T^{PB} は世帯主の年齢・就業状況・所得水準, Y 、家計人員の構成・健康状態などに依存することになる。従って、これらの決定変数をまとめて W とあらわせば、公的トランスファーの線形の決定式は以下のようなになる。

$$(2) \quad T_{ii}^{PB} = W_{ii}\pi + v_{ii}.$$

一般的に、観測されない効果を通じて u と v の間には相関があると考えられるので、 α_2 の一致性のある推計量を得るために(1)と(2)を連立方程式として推計する必要がある。従って、 W に含まれ、 X には含まれない識別のための操作変数が必要となる。操作変数の候補としては、「その他社会保障給付金」には、生活保護法による扶助、医療保険による疾病手当金・出産手当金・分娩費、雇用保険・労働者災害補償保険、児童手当・児童扶養手当などが含まれることを考え、以下の変数などを Identifying Instruments として (追加的に) 入れる。

- (年金・恩給) 60歳以上の年齢ダミーもしくは世帯構成員人数 (世帯表)
- (生活保護) 最低生活費と収入の差が保護費となるが、家計貯蓄・借入金・固定資産税 (所得表) を操作変数として使う
- (出産・児童手当など) 子供の数とその年齢構成 (世帯表)
- (雇用保険・疾病手当など) 就業状況 (世帯表) 健康状況 (世帯表・健康表)

3. Type 2 Tobit Model による推計 (T^{PR} の sample selection bias への対処 I)

国民生活基礎調査において T^{PR} の値は多くの家計についてゼロの値をとる潜在変数であると考えられるので、Type 2 トービット・モデルを用いた推計を用いることが考えられる:

$$(1') \quad T^{PR*} = X\beta + \alpha_1 Y + \alpha_2 T^{PB} + u.$$

$$(3) \quad P^* = Z\gamma + v$$

$$T^{PR} = \begin{cases} T^{PR*} & \text{if } P^* > 0 \\ 0 & \text{otherwise} \end{cases}$$

この Type 2 トービット・モデルの推計方法には3つがある。(1) 2段階推定法 (Heckit)、(2) 非線形最小2乗法、(3) 最尤法、である。¹

Type 2 トービットモデルには、2つの問題がある。第一には、IV のケースと同様、 T^{PB} を内生変数として扱う必要があるため、連立方程式のトービットモデルを用いて α_2 を推計することが必要となることである。簡便法は、Smith and Blundell (1986) の2段階法を用いることである。

もう1つの問題は、Discrete Variable P^* の決定とその要因 Z をどのように捉えるべきかということである。この点については、 Z を例えば同居の選択要因とみなすことなどが考えられるが、同居していても T^{PR} を親が受け取るということはあるので、 $P^* < 0$ の時に T^{PR} がゼロとなるというモデルはやや制約が強すぎるかもしれない。

¹2段階推定法にはパラメタ識別の問題がある。もし、 $\{X, Y, T^{PB}\}$ と Z に含まれている変数がまったく同じである場合、(II)式の係数の識別は、逆ミルズ比の λ 関数が非線形であることに依存することになる。しかしながら、Nawata (1994)等のモンテカルロシミュレーション結果は、 λ 関数が広いレンジで線形に近いことを示しており、識別の問題が生じる。従って、(I) X には含まれないが Z には含まれる exclusion restriction を含めることが望ましい。ただし、(II) X の中に、 λ 関数の curvature が大きい部分で分布する変数が含まれている場合には、exclusion restriction が無くても良いといえる [Leung and Yu (1996)]。

3. Type 5 Tobit Model による推計 (T^{PR} の sample selection bias への対処 II)

そこで、Type 2 トービットモデルが、Type 5 トービットモデルと呼ばれる、より一般的なモデルの特殊ケースとして理解することができる [Amemiya (1995, 399-408)] ことを考慮し、例えば同居・別居の内生的選択と私的トランスファーの受け取りについてのモデルを推計することが考えられる。Type 5 トービットモデルとは：²

$$\begin{aligned}
 (4) \quad & T_1^{PR*} = X_1\beta_1 + \alpha_{11}Y_1 + \alpha_{21}T_1^{PB} + u_1 \\
 (5) \quad & T_2^{PR*} = X_2\beta_2 + \alpha_{12}Y_2 + \alpha_{22}T_2^{PB} + u_2 \\
 (6) \quad & P^* = Z\gamma + v \\
 (7) \quad & T^{PR} = \begin{cases} T_1^{PR*} & \text{if } P^* > 0 \\ T_2^{PR*} & \text{if } P^* \leq 0 \end{cases}
 \end{aligned}$$

ここで、 $\beta_2=0$ 、 $Var(u_2)=0$ を仮定すると、Type 2 トービットとなる。ただし、同居・別居の状況は平成 1・4・7・10 年の世帯表からのみ得ることができる。

(4)式・(5)式の方程式をそれぞれ OLS で推計すると、Endogenous sample selection bias が生じる。このモデルは、最尤法や Heckman の 2 段階推定法などを用いて推定することができる。2 段階法では、(4)式・(5)式に含まれる誤差項の条件付期待値、すなわち

$$(8) \quad E(u_1 | P^* > 0) = E(u_1 | v > -Z\gamma) = \sigma_{1v} \frac{\phi(Z\gamma)}{\Phi(Z\gamma)}$$

$$(9) \quad E(u_2 | P^* \leq 0) = E(u_2 | v < -Z\gamma) = -\sigma_{2v} \frac{\phi(Z\gamma)}{1 - \Phi(Z\gamma)}$$

の一致推計量を(6)式をプロビットモデルで推計することから得る。それらの selection correction 変数を(4)式(5)式に加えてそれぞれ推計する。

² このモデルでは、(6)式に従ってモデルが(4)式と(5)式に Switch するので、Switching regression とも呼ばれる [Maddala (1983,223)]。また、(14)式が経済主体の費用・便益計算に基づいた意思決定を表すものであり、意思決定に従って観測される賃金モデルが選択されるという状況であるとして Self-selection model と呼ばれることもある[Maddala (1983,260-261)]。Lee (1978) は、 W_1 が労働組合員の賃金、 W_2 が非組合員の賃金を表しているとして、組合参加決定理由の分析と労働組合参加によって得られる賃金プレミアムの推定を行った。

5. Bivariate probit model による推計 (transfer の reporting bias への対処)

Transfer の額に申告バイアスがある場合には、Transfer を受け取る場合には 1 をとり、それ以外の場合には 0 をとる 2 値の質的変数を使うことが出来る。Public Transfer も同様の質的な内生変数とみなす場合には、以下の Bivariate Probit モデルを使うことができる (Greene, 2000; 849-856)。³

$$(10) \quad \begin{aligned} T^{PR*} &= X\beta_1 + \alpha_1 Y + \alpha_2 t^{PB} + u \\ t^{PR} &= 1 \text{ if } T^{PR*} > 0 \\ t^{PR} &= 0 \text{ otherwise.} \end{aligned}$$

$$(11) \quad \begin{aligned} T^{PB*} &= W\pi + v. \\ t^{PB} &= 1 \text{ if } T^{PB*} > 0 \\ t^{PB} &= 0 \text{ otherwise.} \end{aligned}$$

ただし、Cox (1987) のモデルに基づく、(10)式の α_1 の符号を Altruism と Exchange の判別に用いることはできない。

参考文献

Amemiya, Takeshi (1985), Advanced Econometrics, Harvard University Press.

Cox, D. (1987), 'Motives for Private Income Transfers,' Journal of Political Economy 95, 508-546.

Greene, William (2000), Econometric Analysis, 4th ed., Prentice Hall

Lee, Lung-Fei (1978), "Unionism and Wage Rates: A Simultaneous Equation Model with Qualitative and Limited Dependent Variables," International Economic Review 19, 415-33.

Leung, Siu Fai and Shinhti Yu (1996), "On the Choice between Sample Selection and Two-part Models," Journal of Econometrics 72, 197-229.

Maddala, G. S. (1983), Limited-Dependent and Qualitative Variables in Econometrics, Econometric Society Monograph, Cambridge University Press.

Nawata, Kazumitsu (1994), "Estimation of Sample Selection Bias Models by the Maximum Likelihood Estimator and Heckman's Two-step Estimator," Economics Letters 45, 33-40.

Smith, Richard J. and Richard W. Blundell (1986), "An Exogeneity Test for a Simultaneous Equation Tobit Model with an Application to Labor Supply," Econometrica 54 (3), 679-85.

³ この場合、 $Var(u) = 1$, $Var(v) = 1$ を仮定し、 X には含まれない変数が W に含まれていることが識別条件となる(Maddala, 1983, 122-123)。このモデルは、正規分布を仮定することによって最尤法を用いた推計が可能である。

非課税世帯についての実証分析（仮題／中間報告）

大阪経済大学 前川聡子

1. 問題意識

- ・ 非課税世帯となっている世帯はどのような世帯か。（非課税世帯＝真の弱者？）
- ・ 非課税世帯は、課税最低限の水準が高いために生じているのか。
- ・ 年齢や所得源泉の違いによる不公平（税負担、所得分配）は生じていないのか。

2. 非課税世帯の実態

(1) 非課税割合の推移（非課税世帯数／総世帯数（%））

1989 H1	1990 H2	1991 H3	1992 H4	1993 H5	1994 H6	1995 H7	1996 H8	1997 H9	1998 H10
21.3	21.5	18.0	20.9	19.7	14.1	32.2	26.9	25.9	33.4

- ・ 平成7年度以降急上昇。約3割が非課税世帯。
- ・ 平成7年度・・・税制改革による所得控除（課税最低限）拡大

(2) 世帯主年齢階級別（表1、図1）

- ・ 非課税割合が高い・・・20歳未満、70歳以上、60～70歳未満

(3) 世帯類型別（表2、図2）

- ・ 非課税割合が高い・・・単独世帯、父子・母子家庭、夫婦のみ世帯等

(4) 所得種類別（表3）

- ・ 非課税割合が高い（上位3位）・・・仕送り、社会保障給付金、公的年金等
- ・ 非課税割合が低い（下位3位）・・・雇用者所得、家賃・地代、利子・配当金

(5) 年齢階級×所得種類、年齢階級×世帯類型（資料①～③）

- ・ 若年層は仕送りが多いため、老年層は公的年金等が多いため。
- ・ 世帯類型も高齢者が多い世帯で非課税割合が高くなっている。
- ・ 30～50歳代の勤労者で子どもがいる世帯の非課税割合が低い。

* 本稿における実証分析は、金子能宏が分担研究者として参加した厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」平成13年度総合研究報告書の分冊『「国民生活基礎調査」再集計結果・付属統計表』に基づくものである。再集計作業は国立社会保障・人口問題研究所の研究者が担当した。

表1 世帯主年齢階級別 非課税世帯割合

	1989 H1	1990 H2	1991 H3	1992 H4	1993 H5	1994 H6	1995 H7	1996 H8	1997 H9	1998 H10
20歳未満	87.7	83.0	83.7	83.0	72.6	72.7	82.5	77.5	73.9	92.9
20～30歳	23.6	25.1	22.6	22.3	21.7	17.5	25.1	21.8	23.8	35.7
30～40歳	11.3	9.9	6.7	9.2	10.1	6.5	13.3	8.4	6.8	13.4
40～50歳	11.2	12.0	8.5	10.3	9.3	6.2	15.2	12.7	9.8	15.7
50～60歳	12.8	12.6	10.2	11.1	9.2	6.6	18.4	13.3	10.8	17.0
60～70歳	31.0	30.8	25.5	28.0	25.5	19.1	47.9	38.8	35.9	43.4
70歳以上	56.5	54.9	50.1	57.7	53.7	41.9	79.1	75.7	69.9	75.7
平均	21.3	21.5	18.0	20.9	19.7	14.1	32.2	26.9	25.9	33.4

表2 世帯類型別 非課税世帯割合

	1989 H1	1990 H2	1991 H3	1992 H4	1993 H5	1994 H6	1995 H7	1996 H8	1997 H9	1998 H10
住み込み等の単独世帯	-	-	-	27.5	4.4	16.3	10.8	14.5	15.4	19.2
その他の単独世帯	53.3	51.1	48.8	50.3	49.1	37.2	54.4	47.1	41.7	55.2
単独世帯(計)	53.3	51.1	48.8	49.3	47.8	35.7	51.9	45.9	40.9	54.1
夫婦のみ世帯	29.7	29.5	26.2	31.0	26.9	20.3	36.4	29.5	29.1	35.1
夫婦と未婚の子	8.8	8.2	4.9	7.1	6.3	3.6	14.7	11.0	9.5	15.9
ひとり親と未婚の子	33.1	32.8	28.4	29.6	25.7	20.4	53.1	48.6	44.9	51.1
三世代世帯	14.4	14.1	10.2	11.4	10.6	6.9	36.4	31.1	29.0	36.5
その他	24.9	24.3	21.4	24.1	19.4	13.8	43.5	36.2	32.3	40.1
平均	21.3	21.5	18.0	20.9	19.7	14.1	32.2	26.9	25.9	33.4

図1 国税・非課税世帯割合(世帯主年齢階級別)

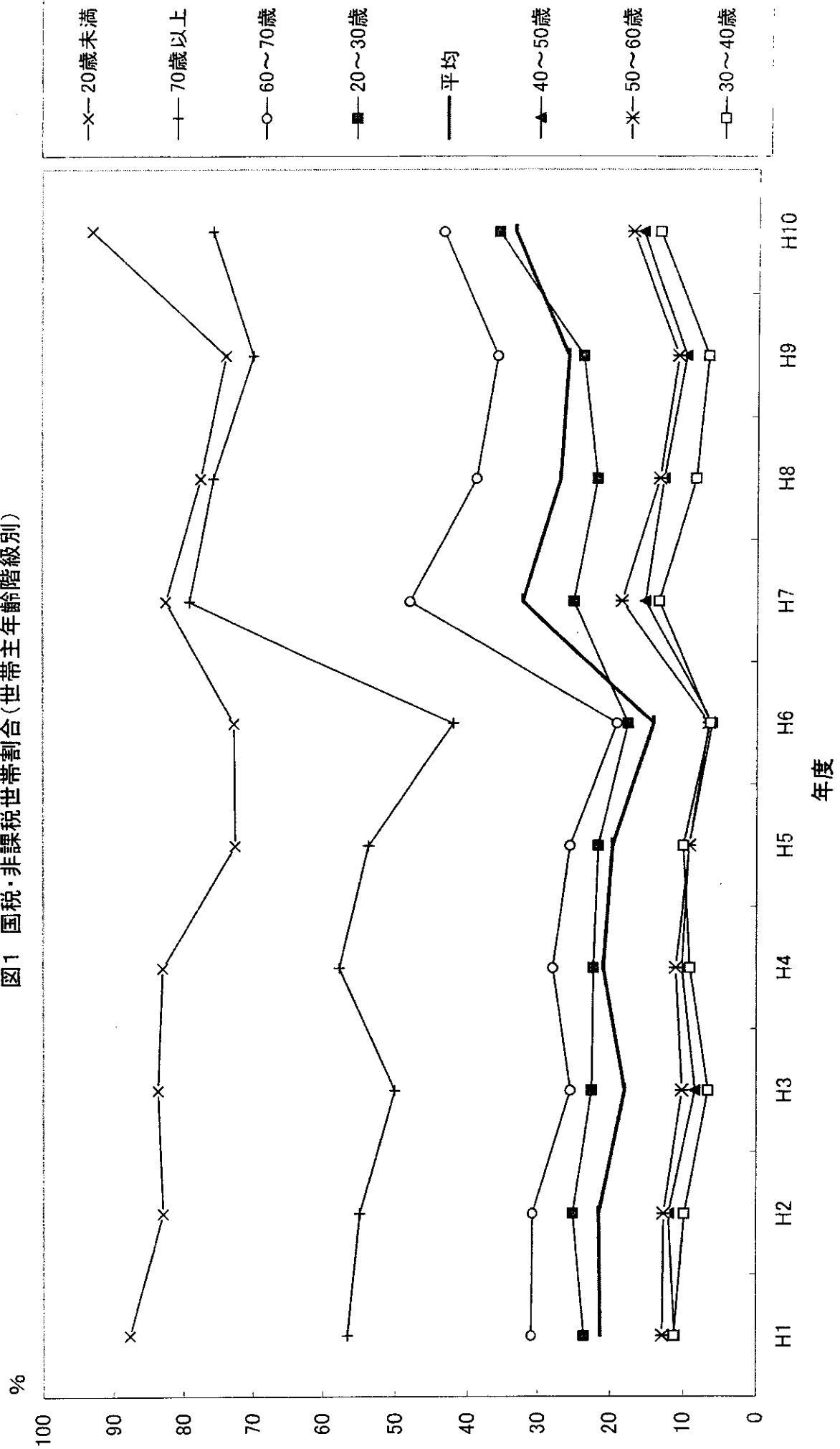


図2 国税・非課税世帯割合(世帯類型別)

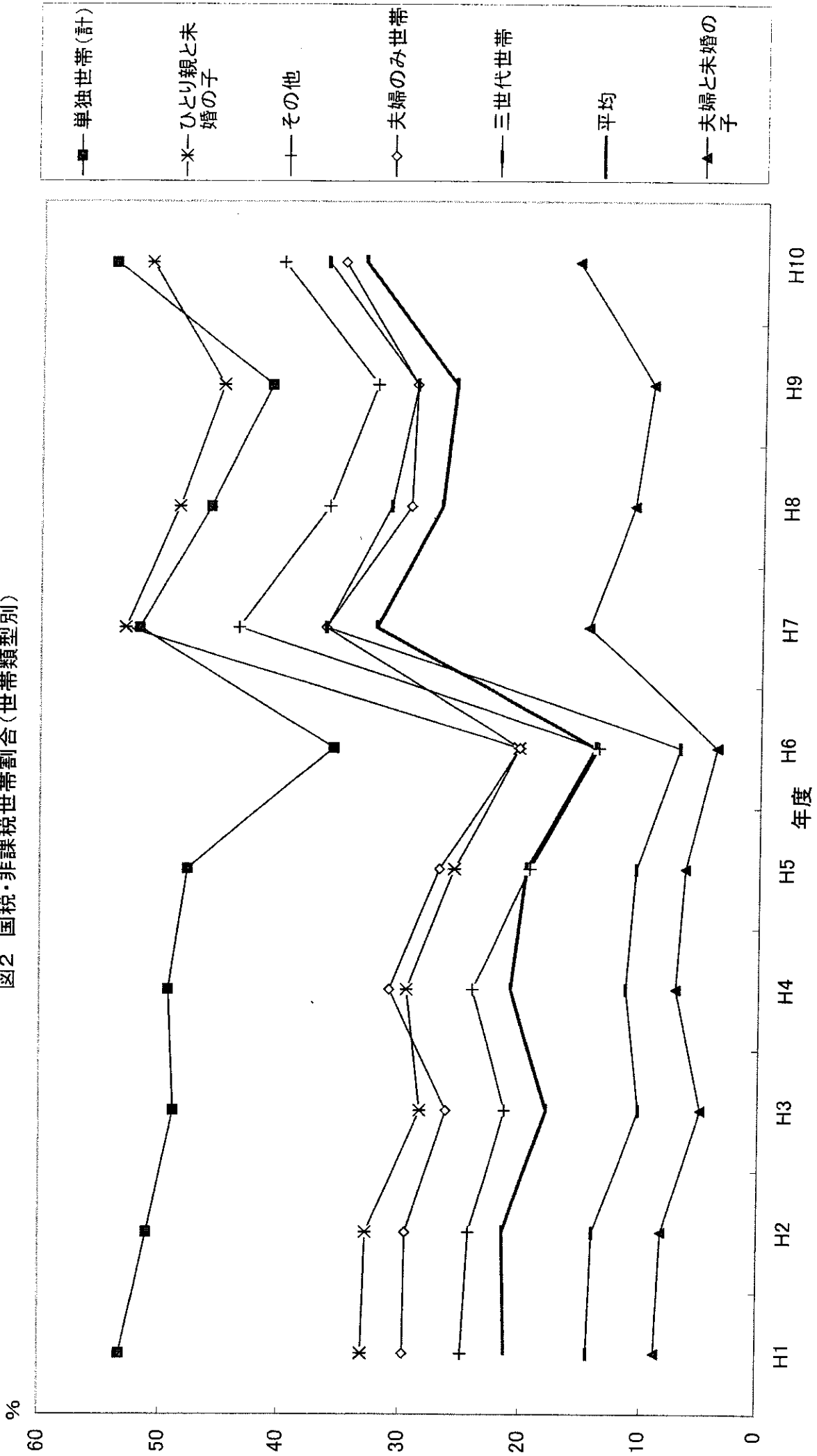


表3 国税非課税世帯ランキンング

非課税世帯割合

H1	
仕送り	64.1
社会保険給付金	33.8
公的年金・恩給	26.5
農耕・畜産所得	26.2
家内労働所得	19.9
その他の所得	18.6
事業所得	16.9
家賃・配当金	10.9
利子・配当金	10.1
雇用者所得	9.5

H2	
仕送り	59.7
社会保険給付金	26.3
公的年金・恩給	25.6
農耕・畜産所得	23.0
家内労働所得	21.6
事業所得	16.6
その他の所得	15.6
利子・配当金	10.1
雇用者所得	9.7
家賃・配当金	8.6

H3	
仕送り	52.5
社会保険給付金	31.1
公的年金・恩給	21.6
農耕・畜産所得	18.9
家内労働所得	18.9
事業所得	14.7
その他の所得	12.4
利子・配当金	10.6
雇用者所得	9.1
家賃・配当金	6.4

H4	
仕送り	69.3
社会保険給付金	33.2
公的年金・恩給	25.1
農耕・畜産所得	21.9
家内労働所得	20.9
事業所得	17.7
その他の所得	14.7
利子・配当金	10.5
雇用者所得	10.3
家賃・配当金	8.0

H5	
仕送り	65.5
社会保険給付金	25.8
公的年金・恩給	22.1
農耕・畜産所得	17.0
家内労働所得	16.6
その他の所得	13.7
事業所得	12.6
利子・配当金	9.8
雇用者所得	7.8
家賃・配当金	7.3

H6	
仕送り	57.4
社会保険給付金	18.8
公的年金・恩給	16.1
家内労働所得	12.5
その他の所得	11.3
農耕・畜産所得	11.0
事業所得	7.4
利子・配当金	5.8
雇用者所得	5.6
家賃・配当金	4.6

H7	
仕送り	64.1
社会保険給付金	31.9
公的年金・恩給	31.6
農耕・畜産所得	23.8
家内労働所得	22.3
その他の所得	20.4
事業所得	18.3
利子・配当金	14.3
雇用者所得	12.5
家賃・配当金	11.5

H8	
仕送り	62.3
社会保険給付金	24.0
公的年金・恩給	23.8
家内労働所得	18.2
農耕・畜産所得	15.1
事業所得	12.9
その他の所得	12.4
利子・配当金	9.9
雇用者所得	9.3
家賃・配当金	7.6

H9	
仕送り	67.1
社会保険給付金	25.0
公的年金・恩給	20.6
家内労働所得	13.9
農耕・畜産所得	10.4
その他の所得	9.5
利子・配当金	9.3
雇用者所得	5.6
事業所得	5.6
家賃・配当金	5.2

H10	
仕送り	65.9
社会保険給付金	35.1
公的年金・恩給	28.9
家内労働所得	21.2
農耕・畜産所得	19.8
その他の所得	18.4
事業所得	16.1
利子・配当金	11.7
雇用者所得	11.1
家賃・配当金	10.5

国税非課税

H1	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	23.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	90.8	3.9
20～30歳	53.3	1.6	0.0	0.9	1.1	0.0	0.2	3.7	64.0	4.6
30～40歳	73.0	16.5	8.3	1.9	3.6	1.3	1.5	17.4	4.5	2.9
40～50歳	62.9	21.4	13.6	1.8	7.2	1.7	2.6	12.2	4.5	1.5
50～60歳	40.9	18.9	23.1	2.5	17.7	4.7	4.2	11.9	4.2	3.6
60～70歳	17.1	9.2	13.1	1.7	82.5	5.5	5.0	8.8	5.3	3.1
70歳以上	5.8	5.4	7.4	1.1	93.4	6.2	6.1	9.2	8.4	2.4
小計	30.4	10.8	11.1	1.6	52.5	4.2	4.2	9.9	12.5	2.9

H2	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	36.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.5	5.3
20～30歳	54.5	1.3	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	6.5	63.6	3.2
30～40歳	75.5	14.4	5.0	2.9	3.6	2.2	0.7	28.8	5.0	2.9
40～50歳	57.3	24.4	11.4	2.4	11.0	2.4	4.1	18.7	4.1	4.1
50～60歳	47.2	20.5	17.3	3.5	15.0	3.5	5.9	13.8	6.7	2.4
60～70歳	19.2	10.6	12.9	1.8	83.4	6.1	11.0	5.9	4.7	5.9
70歳以上	6.8	6.8	6.8	0.9	97.0	4.3	7.5	7.1	10.6	2.1
小計	31.3	11.8	9.6	1.7	55.1	3.9	6.5	10.5	13.1	3.6

H3	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	26.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.2	4.9
20～30歳	70.3	14.3	5.5	2.2	4.4	3.3	1.1	19.8	5.5	3.3
30～40歳	64.4	20.7	11.7	1.1	13.3	4.8	3.2	14.9	3.7	1.6
40～50歳	45.4	16.2	17.5	3.1	19.7	2.6	3.9	12.7	4.4	2.6
50～60歳	17.6	8.6	10.4	2.3	79.9	5.6	4.7	6.8	6.1	3.6
60～70歳	3.2	3.7	7.2	0.9	92.2	4.8	5.8	9.0	8.1	2.3
70歳以上	41.7	3.6	3.8	3.4	49.4	1.4	1.2	3.4	1.0	0.5
小計	32.3	7.0	7.3	2.4	56.1	3.2	3.1	7.2	5.3	1.8

H4	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	19.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	94.4	4.0
20～30歳	51.6	1.9	0.0	0.7	0.6	0.6	0.6	2.2	67.0	9.5
30～40歳	75.2	13.8	4.5	2.2	4.1	0.6	1.9	14.4	7.5	2.6
40～50歳	64.5	18.7	11.5	2.3	7.5	2.3	2.3	8.9	7.6	4.3
50～60歳	46.0	17.6	15.5	2.7	20.4	5.7	3.9	8.4	7.0	4.4
60～70歳	17.7	8.5	10.4	2.3	84.4	5.4	6.1	6.6	4.4	4.0
70歳以上	5.0	4.6	6.1	1.6	96.7	5.7	7.2	6.5	7.5	2.8
小計	28.0	8.9	8.1	1.9	58.5	4.4	4.9	7.0	14.0	4.0

H5	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	31.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84.4	13.3
20～30歳	49.0	2.1	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	5.5	69.7	7.6
30～40歳	71.1	16.5	3.3	1.7	3.3	1.7	1.7	30.6	5.8	6.6
40～50歳	57.2	22.8	10.0	1.1	7.2	2.8	3.3	16.7	7.8	5.0
50～60歳	46.7	21.4	7.7	2.7	18.1	4.4	2.7	9.9	7.1	4.9
60～70歳	22.7	5.4	8.8	1.8	83.1	5.0	2.7	7.4	4.7	5.6
70歳以上	5.6	3.0	4.1	1.0	97.3	4.8	5.3	6.0	6.3	5.1
小計	28.7	8.4	5.8	1.5	58.5	3.8	3.3	9.4	13.5	5.8

H6	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	9.4
20～30歳	38.1	1.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	2.1	76.3	14.4
30～40歳	75.0	15.0	6.7	0.0	3.3	3.3	3.3	16.7	5.0	5.0
40～50歳	67.5	14.5	6.0	2.4	6.0	3.6	6.0	14.5	4.8	7.2
50～60歳	56.2	19.0	7.6	2.9	18.1	1.9	0.0	11.4	2.9	4.8
60～70歳	21.4	7.3	11.5	1.3	81.2	1.7	4.3	6.8	6.0	3.4
70歳以上	4.2	3.9	2.6	1.0	95.8	7.1	4.5	7.1	5.8	3.5
小計	28.9	7.7	5.6	1.2	55.9	3.6	3.4	8.0	16.1	5.4

H7	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	20.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	94.1	5.9
20～30歳	51.5	1.5	0.7	0.5	1.6	0.0	0.8	6.4	59.2	13.1
30～40歳	79.7	11.5	3.5	0.2	4.8	1.5	3.2	18.8	5.3	5.6
40～50歳	66.8	19.8	8.4	0.8	5.3	3.4	3.8	10.9	6.3	4.5
50～60歳	54.3	20.1	12.5	1.4	17.1	4.7	4.3	7.8	4.1	4.2
60～70歳	23.7	8.4	11.2	0.9	81.8	4.8	4.7	7.2	2.7	6.1
70歳以上	5.9	4.6	7.6	0.6	95.8	5.4	4.9	4.6	5.3	3.6
小計	30.8	9.4	8.6	0.8	59.8	4.3	4.2	7.3	9.3	5.2

H8	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	93.5	0.0
20～30歳	51.4	2.8	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	9.2	57.7	5.6
30～40歳	82.5	10.7	1.0	1.9	2.9	1.0	0.0	30.1	7.8	5.8
40～50歳	64.1	19.8	7.2	1.7	8.0	2.5	2.5	13.9	6.8	4.2
50～60歳	50.8	23.1	7.6	1.3	15.1	4.2	3.8	12.2	5.0	9.2
60～70歳	21.9	6.4	8.9	1.4	83.9	4.1	2.2	4.7	3.1	10.2
70歳以上	5.7	3.3	5.9	0.8	97.7	3.3	3.9	3.4	5.9	4.8
小計	27.8	8.3	6.4	1.1	64.0	3.2	2.8	7.3	9.7	6.8

H9	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	26.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	93.8	13.8
20～30歳	51.9	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	75.9	3.2
30～40歳	77.8	6.9	5.6	0.0	2.8	0.0	4.2	18.1	9.7	5.6
40～50歳	73.8	14.0	8.1	0.0	4.1	2.9	3.5	19.8	9.3	2.9
50～60歳	50.5	16.7	12.4	2.7	18.8	4.8	3.2	11.8	3.8	5.4
60～70歳	18.2	6.5	9.0	1.1	86.9	2.4	3.9	7.3	3.0	3.3
70歳以上	4.3	3.8	7.2	0.9	98.0	3.5	3.5	3.3	4.7	4.7
小計	24.7	6.2	7.4	0.9	66.4	2.7	3.2	6.9	13.4	4.4

H10	雇用者所得	事業所得	農耕・畜産所得	家内労働所得	公的年金・恩給	家賃・地代	利子・配当金	社会保障給付金	仕送り	その他の所得
20歳未満	31.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.4	92.3	10.8
20～30歳	55.4	1.3	0.1	0.4	0.4	0.4	0.1	4.9	62.9	8.4
30～40歳	80.4	11.0	2.5	1.4	1.0	1.2	1.0	14.5	5.5	5.3
40～50歳	68.5	20.0	6.8	1.4	2.9	2.4	2.2	13.1	5.1	4.7
50～60歳	58.2	17.7	8.3	1.3	10.8	3.7	3.1	12.3	5.6	6.2
60～70歳	19.2	8.6	9.9	0.9	84.1	4.4	4.3	5.7	2.8	6.7
70歳以上	5.6	3.8	5.4	0.5	97.6	4.5	4.1	3.6	4.4	3.4
小計	29.6	8.2	6.4	0.8	60.0	3.6	3.3	6.6	11.3	5.4

国税非課税

世帯類型別・世帯主年齢階級別世帯数割合(対総世帯数)

その他の単独世帯	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
20歳未満	4.0	2.8	2.9	4.1	3.0	3.0	3.7	2.1	3.7	4.5
20~30歳	8.3	8.8	9.0	7.2	7.9	7.5	8.0	6.8	8.7	10.8
30~40歳	1.1	1.3	1.2	1.0	0.9	1.0	1.2	0.9	0.6	1.3
40~50歳	2.1	2.6	2.2	1.9	2.1	1.1	2.4	2.0	0.8	1.9
50~60歳	5.0	5.5	5.2	4.6	4.5	2.6	4.9	3.3	2.1	4.2
60~70歳	12.4	11.9	11.4	11.9	12.5	8.9	12.8	11.8	9.6	10.9
70歳以上	20.5	18.3	17.1	19.5	18.2	13.0	21.5	20.3	16.3	21.6
小計(非課税世帯)	53.3	51.1	48.8	50.3	49.1	37.2	54.4	47.1	41.7	55.2

夫婦のみ世帯	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~30歳	0.3	0.2	0.1	0.3	0.1	0.3	0.5	0.3	0.1	0.5
30~40歳	0.2	0.4	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.2	0.0	0.4
40~50歳	0.6	0.4	0.3	0.4	0.4	0.1	0.6	0.6	0.3	0.6
50~60歳	2.8	2.9	1.9	2.3	1.8	1.3	2.6	1.7	1.0	2.0
60~70歳	11.4	11.8	9.1	11.1	9.6	6.9	14.5	10.6	10.2	12.7
70歳以上	13.6	13.8	14.3	15.9	14.5	11.5	17.7	16.1	17.2	18.9
小計(非課税世帯)	28.9	29.5	25.9	30.3	26.8	20.3	36.4	29.4	28.9	35.1

夫婦と未婚の子	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~30歳	0.5	0.5	0.2	0.4	0.4	0.3	0.6	0.5	0.4	1.0
30~40歳	2.2	1.8	0.9	1.4	1.5	0.7	2.4	1.4	0.8	2.4
40~50歳	2.3	2.3	1.3	1.9	1.5	0.8	2.9	2.0	1.8	3.2
50~60歳	1.5	1.2	0.9	1.1	1.0	0.8	2.6	2.0	1.3	2.8
60~70歳	1.1	1.3	0.8	1.0	1.0	0.6	3.9	3.1	2.8	4.1
70歳以上	0.7	0.7	0.5	0.8	0.7	0.2	2.1	1.6	2.1	2.4
小計(非課税世帯)	8.4	7.9	4.6	6.7	6.1	3.5	14.7	10.7	9.3	15.9

ひとり親と未婚の子	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~30歳	1.3	1.2	1.4	0.8	1.4	0.3	1.5	2.4	1.4	1.6
30~40歳	8.0	5.5	4.1	5.6	6.3	3.6	5.7	5.4	4.4	5.7
40~50歳	10.4	12.8	9.5	10.4	6.9	6.7	13.1	13.9	10.4	11.6
50~60歳	4.9	4.5	5.4	3.7	3.4	4.6	10.5	8.8	8.5	9.9
60~70歳	3.7	5.1	3.7	3.4	3.2	3.0	11.5	7.3	5.8	11.1
70歳以上	3.7	3.2	3.3	4.1	4.2	1.5	10.5	9.9	13.4	11.3
小計(非課税世帯)	32.0	32.2	27.2	28.2	25.5	19.8	52.9	47.5	43.8	51.1

三世代世帯	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
20歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~30歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.1
30~40歳	1.5	1.5	0.7	1.0	1.1	1.0	1.6	0.8	0.8	1.1
40~50歳	3.3	2.9	2.5	3.1	2.9	1.6	5.3	4.4	3.4	4.9
50~60歳	2.9	3.0	2.4	2.0	1.5	1.5	5.5	3.2	3.2	4.8
60~70歳	3.0	3.7	2.4	2.3	1.8	1.1	11.2	8.8	10.3	11.8
70歳以上	2.5	2.2	1.4	2.0	2.3	1.1	12.3	12.8	10.6	13.9
小計(非課税世帯)	13.4	13.4	9.5	10.5	9.8	6.3	36.2	30.4	28.5	36.5

その他	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
20歳未満	0.3	0.0	0.2	0.1	0.2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1
20~30歳	1.3	1.2	0.4	1.3	0.8	0.8	1.0	1.0	1.5	1.8
30~40歳	1.3	0.2	0.9	1.4	0.6	1.3	1.6	1.7	1.7	1.6
40~50歳	2.8	2.7	2.4	3.0	3.5	1.8	5.2	4.0	3.0	4.2
50~60歳	5.3	5.4	4.2	4.6	3.1	2.6	7.2	3.7	3.4	6.1
60~70歳	7.0	6.6	7.6	6.3	5.5	4.3	13.9	11.0	11.3	12.5
70歳以上	5.5	7.0	4.8	6.1	4.9	2.6	14.2	13.7	11.3	13.8
小計(非課税世帯)	23.5	23.1	20.5	22.7	18.6	13.3	43.4	35.1	32.1	40.1

所得種類別結果
 国税非課税

世帯単位総所得

所得種類別

総所得	世帯数	平均	標準偏差	最小	最大
H1	20,145	247.8	170.6	10	2,367
H2	4,638	267.3	173.6	11	1,449
H3	3,848	266.0	209.9	2	2,270
H4	17,140	265.4	193.3	1	2,950
H5	3,742	284.2	218.8	5	2,890
H6	1,905	302.0	258.7	2	2,042
H7	20,121	306.0	270.8	1	6,230
H8	3,689	271.4	161.7	12	881
H9	3,178	218.2	119.0	1	769
H10	17,657	320.5	269.4	2	4,360

雇用者所得	世帯数	平均	標準偏差	最小	最大
H1	10,136	201.8	135.7	1	1,260
H2	2,434	211.4	143.7	3	997
H3	1,721	239.1	187.0	5	1,440
H4	7,828	222.4	160.6	1	1,523
H5	1,741	240.2	191.9	4	1,598
H6	850	291.0	256.8	2	2,017
H7	10,090	271.5	225.1	1	3,322
H8	1,693	218.7	153.5	3	881
H9	1,210	162.6	112.1	2	534
H10	8,385	316.3	290.5	1	2,910

事業所得	世帯数	平均	標準偏差	最小	最大
H1	3,271	179.4	186.2	1	1,800
H2	820	185.3	171.0	8	1,400
H3	577	172.5	141.3	2	900
H4	2,443	204.3	210.1	1	2,340
H5	496	229.2	286.1	8	2,890
H6	231	227.9	222.5	5	1,300
H7	2,658	207.8	242.5	0	3,240
H8	481	172.1	111.8	1	460
H9	200	112.5	84.3	0	326
H10	1,927	216.5	298.0	1	3,500

農耕・畜産所得	世帯数	平均	標準偏差	最小	最大
H1	3,927	118.9	132.7	1	1,319
H2	777	114.8	123.5	2	540
H3	655	108.5	137.4	1	800
H4	2,456	111.1	128.1	1	1,000
H5	471	165.9	228.9	2	1,508
H6	203	133.7	122.4	8	470
H7	2,415	140.1	383.1	0	6,010
H8	288	94.2	112.2	0	511
H9	249	67.7	68.7	0	293
H10	1,368	121.0	148.4	1	980

家内労働所得	世帯数	平均	標準偏差	最小	最大
H1	980	71.1	84.1	1	530
H2	231	81.6	105.4	3	498
H3	164	57.2	45.8	5	240
H4	694	78.8	88.6	2	704
H5	113	79.8	73.7	2	296
H6	75	72.2	55.2	3	261
H7	433	83.2	77.7	3	400
H8	88	82.5	54.3	7	216
H9	62	76.2	51.8	6	200
H10	368	86.2	78.8	2	400